

山梨県公報

号外第三十号

平成三十年

六月二十九日

金 曜 日

目 次

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、知事が法第十条の二十第一項の規定により二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行わせる者(以下「指定登録機関」という。)を指定した場合における閲覧所は、当該指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う事務所に置く。

9 前項に規定する場合においては、指定登録機関は、同項の閲覧所の閲覧規則を定め、及び公示しなければならない。この場合において、当該閲覧所については、第二項から第七項までの規定は、適用しない。

第四十四条第一項中「法第二十三条の九第一項第一号」を「同法第一項第一号」に、「以下この条」を「次項、第三項及び第五項」に改め、ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、知事が法第二十六条の三第一項の規定により指定事務所登録機関を指定した場合における同項の一般の閲覧に供する事務を行う場所(次項において「閲覧所」という。)は、当該指定事務所登録機関が法第二十六条の三第一

項に規定する事務所登録等事務(次条において「事務所登録等事務」という。)を行う事務所に置く。

9 前項に規定する場合においては、指定事務所登録機関は、閲覧所の閲覧規則を定め、及び公示しなければならない。この場合において、当該閲覧所については、第二項から第七項までの規定は、適用しない。

本則に次の一条を加える。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第四十五条 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における第四十一条の規定の適用については、同条中「副本二通を知事」とあるのは、「副本一通を指定事務所登録機関」とする。

第五号様式中「三濰沔咄咄」を「三濰沔咄咄(井田登録機関)」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年七月二日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番